

《訂正のお願い》

『2013 年版行政書士過去問マスター D X ②』におきまして、以下の様な誤りが判明いたしました。ご利用の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に下記の様に修正していただきますようお願い申し上げます。

訂正箇所	誤	正
59 頁 解説 肢 3	……，登記なくしてその所有権の取得を対抗できる（最判昭和41・11・ <u>21</u> ）。時効期間進行中に，……	……，登記なくしてその所有権の取得を対抗できる（最判昭和41・11・ <u>22</u> ）。時効期間進行中に，……
143 頁 解説 肢 5	……，買主の善意悪意にかかわらず生じる（ <u>566</u> 条）。本肢は，……	……，買主の善意悪意にかかわらず生じる（ <u>567</u> 条）。本肢は，……
154 頁 問題 肢 5	AがFに甲建物を特段の留保なく売却した場合，……	AがFに甲建物を特段の留保なく売却した場合，……
155 頁 解説 肢 3	……（398条，538条類推， <u>最判昭和37・2・1 参照</u> ）。	……（398 条，538 条類推， <u>大判昭 9・3・7，建物の転貸借の事案について最判昭和37・2・1</u> ）。
166 頁 問題 肢 3	使用貸借においては，借用物の通常の必要費については借主の負担となるのに対し， <u>益費</u> については貸主の負担となり，その償還の時期は使用貸借の終了時であり，貸主の <u>求</u> により裁判所は相当の期限を許与することはできない。	使用貸借においては，借用物の通常の必要費については借主の負担となるのに対し， <u>有益費</u> については貸主の負担となり，その償還の時期は使用貸借の終了時であり，貸主の <u>請求</u> により裁判所は相当の期限を許与することはできない。
166 頁 問題 肢 4	委任が無償で行われた場合，受任者は委任事務を処理するにあたり，自己の事務に <u>対する</u> のと同一の注意をもってこれを処理すればよい。	委任が無償で行われた場合，受任者は委任事務を処理するにあたり，自己の事務に <u>対する</u> のと同一の注意をもってこれを処理すればよい。
166 頁 問題 肢 5	寄託が無償で行われた場合，受寄者は他人の物を管理するにあたり，善良なる <u>管理者注意</u> をもって寄託物を保管しなければならない。	寄託が無償で行われた場合，受寄者は他人の物を管理するにあたり，善良なる <u>管理者の注意</u> をもって寄託物を保管しなければならない。
166 頁 key word	契約の当事者が，互いに対価的関係を有する出捐（経済的損失）をする契約が有償契約あり，その一方のみが出捐をする契約が無償契約である。有償契約には，売買の規定が <u>準</u> される。多くの場合，有償契約と双務契約とは一致し，無償契約と片務契約とは一致する。その違いは，当事者の負担が，債務なのか経済的出捐なのかにすぎない。	契約の当事者が，互いに対価的関係を有する出捐（経済的損失）をする契約が有償契約 <u>で</u> あり，その一方のみが出捐をする契約が無償契約である。有償契約には，売買の規定が <u>準用</u> される。多くの場合，有償契約と双務契約とは一致し，無償契約と片務契約とは一致する。 <u>その違いは，当事者の負担が，債務なのか経済的出捐なのかにすぎない。</u>

167 頁 解説 肢 2	551条 1 項は、「贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は <u>不存</u> について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知らずながら <u>受者</u> に告げなかったときは、この限りでない。」と規定している。したがって、贈与者は <u>則</u> として担保責任を負わないが、悪意のときは例外的に負う。	551条 1 項は、「贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は <u>不存在</u> について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知らずながら <u>受贈者</u> に告げなかったときは、この限りでない。」と規定している。したがって、贈与者は <u>原則</u> として担保責任を負わないが、悪意のときは例外的に負う。
167 頁 解説 肢 3	使用貸借において、借用物の通常必要費については借主の負担となる（ <u>95 条 1 項</u> ）。しかし、有益費については、貸主の負担となり、その償還の時期は使用貸の終了時である（595条 2 項, 583 条 2 項, 196条 2 項本文）。 <u>ただ</u> 、貸主の請求により <u>裁所</u> は相当の期限を許与することができる（595条 2 項, 583 条 2 項, <u>196条 2 項ただし書</u> ）。	使用貸借において、借用物の通常必要費については借主の負担となる（ <u>595 条 1 項</u> ）。しかし、有益費については、貸主の負担となり、その償還の時期は <u>使用貸借</u> の終了時である（595 条 2 項, 583 条 2 項, 196 条 2 項本文）。 <u>ただし</u> 、貸主の請求により <u>裁判所</u> は相当の期限を許与することができる（595 条 2 項, 583 条 2 項 <u>ただし書</u> ）。
167 頁 解説 肢 4	644条は、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。」と規定している。このように、委任においては <u>無償有償</u> かによって注意義務に差が設けられていない。	644 条は、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、 <u>委任事務</u> を処理する義務を負う。」と規定している。このように、委任においては <u>無償か有償か</u> によって注意義務に差が設けられていない。
167 頁 解説 肢 5	659条は、「無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同じ <u>意</u> をもって、寄託物を保管する義務を負う。」と規定している。したがって、本肢は <u>妥</u> でない。なお、……	659条は、「無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同じ <u>注意</u> をもって、寄託物を保管する義務を負う。」と規定している。したがって、本肢は <u>妥当</u> でない。なお、……
181 頁 解説 肢ア	……、Bの過失も原則として斟酌されるということになる。	……、Bの過失も原則として斟酌されるということになる（ <u>最判昭和51・3・25参照</u> ）。
187 頁 解説 肢 1	……解すべきである（ <u>最判昭和50・4・8</u> ）として……	……解すべきである（ <u>最判昭和25・12・28, 最判昭和50・4・8 など</u> ）として……
248 頁 問題	……、書面により、Cが保証人（Bと連帯して債務を負担する <u>連帯保証人</u> ではない。）となり、……	……、書面により、Cが保証人（Bと連帯して債務を負担する <u>連帯保証人</u> ではない。）となり、……
594 頁 問題 肢 5	……、行政 <u>期間</u> 側の「なりすまし」を……	……、行政 <u>機関</u> 側の「なりすまし」を……

※下線部分が修正箇所となります。